

令和2年度第1回伊達市男女共同参画審議会 会議録

●概要

日 時	令和2年8月6日 15:00～16:30
場 所	伊達市役所1階 シルクホール
出 席 者	藤野会長、加藤委員、小野委員、岡崎律子委員、遊佐委員、石田委員、菊田委員、三浦委員
欠 席 者	川崎委員、岡崎邦広委員、岡部アドバイザー
事 務 局	市民生活部長 市民協働課（斎藤、三本杉、清野、佐戸井）
会 議 事 項	1 開会 2 委嘱状交付 3 市民生活部長あいさつ 4 各委員紹介 5 会長・副会長の選出 6 協議事項 （1）伊達市男女共同参画プラン令和元年度実施状況について （2）男女共同参画に関する今後の広報計画等について （3）その他協議事項 7 その他 8 閉会

●発言内容等

1. 開会

司 会（市民協働課長）： 開会

2. 委嘱状交付

～市民生活部長より、役員改選等により委員の変更があった方に委嘱状を交付～
※欠席者には後日事務局から交付

3. 市民生活部長あいさつ

部 長： 「令和2年度第1回伊達市男女共同参画審議会」の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より、当市の男女共同参画の推進に対して、多大なるご協力を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、本市では、第二次総合計画の中で、男女が共に輝き支え合う男女共同参画社会の実現を推進し、家庭や学校、職場等における男女共同参画に向けた意識の啓発と情報の提供、学習の場の提供に努めていくこととしており

ます。

平成30年度に、本審議会の皆様のご協力を得て、第2次伊達市男女共同参画プランを策定し、現在それに基づき男女共同参画を推進しているところです。

令和元年度に市内の100事業所を対象に男女共同参画企業実態アンケート調査を実施したところですが、女性管理職は全体の23.9%と3割以下、男性の育児休業の取得率は0%、という結果で、まだまだ性別にとらわれず活躍できる環境とは言えない状況が明らかになりました。

少子高齢化が加速する現在、女性の活躍は不可欠なものとなっており、本市でも、今後どのようにまちづくりを行っていくかが問われております。

今後、このような現状を踏まえながら、本プランの基本理念にのっとり、すべての人々が性別にとらわれず活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、皆様のご協力をいただきながら今後も尽力して参ります。

本日の本審議会では、これからの伊達市の男女共同参画の推進のため、是非、活発に意見を交わしていただきたいと思っております。

最後になりますが、皆様の益々のご健勝とご活躍を祈念申しあげ、簡単ではありますが、あいさついたします。

本日は誠にありがとうございます。

4. 各委員紹介

～各委員自己紹介・事務局紹介～

司 会： 今後、審議会の中で皆様と活発に意見を交わしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5. 副会長の選出

次のとおり決定

副会長：菊田 保 委員

6. 協議

司 会： 次に協議事項に移りますが、伊達市男女共同参画審議会規則第3条第2項により会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、藤野会長よりお願いいたします。

会 長： それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。

皆様よりよろしくお願いいたします。次第をご覧ください。

まず、「伊達市男女共同参画プラン令和元年度実施状況について」の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局： ～資料の訂正、配布資料の確認、資料 2 を用いて説明～

会 長： ありがとうございます。

ただいまのご説明に関して、委員の皆様から何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

～意見・質問なし～

事務局： 参考に、伊達市役所の男性の育児休業取得率が平成 30 年度、令和元年度は 0%でしたが、今年度は現時点で、2～3 週間程度取得した職員が 1 名います。短い期間ではありますが、少しずつ男性も取得する流れになってきているようです。

会 長： 昨年度は配偶者が出産した男性 14 人に対して育児休業取得者が 0 人でしたが、今年度は対象者の方に積極的に働きかけができれば良いと思います。

事務局： 人事課とも相談し、検討したいと思います。

会 長： 1 人取得した実績があれば働きかけやすいと思います。

短くても取得した人がいないと、0 人だと次の人が取りにくいと思いますので、働きかけをお願いします。

小野委員： 育児休業とはどの範囲のことをいうのですか。

妻が何か都合があり、夫が子どもの面倒を見るために休まなければならないというときの休みのことをいうのか、産後の休みのことをいうのか、定義づけはあるのですか。

事務局： 1 日、2 日程度の休みの場合、伊達市役所には子育て休暇という制度があり、1 日または 1 時間単位で取得できます。育児休業は、女性はほとんど取得していますが、基本的に子どもが 1 歳になるまで取得でき、男性も数か月単位で長期間取得できます。

小野委員： 育児休業として判断する基準はどうなっていますか。

事務局： 伊達市役所の子育て休暇は有給で、年間 7 日、子 2 人以上だと 10 日取得できます。育児休業は無給ですが、雇用保険から育児休業給付金（公務員は共済組合から育児休業手当金）が支給され、1 週間取得しても 1 回、数か月取得しても 1 回というカウントの仕方になります。

会 長： 通常1日、2日の単位では育休はとらず、子育て休暇など別な制度を使うこととなります。子育てのためにある程度長い休みを取るのが育児休業なので、申請も育児休業取得の申請という形で出します。

一般的に、女性の場合は半年や1年、場合によっては1年以上と長期間取得する人が多いですが、男性の場合は週単位や長くても数か月単位の取得が多く、長期間取得する人が少ないです。それでも取得する人が出てきたので少しは前進しています。

石田委員： 2ページ（基本目標Ⅰ）の成果指標で、平成34年度の目標値があり、現況値は平成27年度となっていますが、平成34年度までの達成状況を確認するためのアンケートの予定など、今後のスケジュールはどうなっていますか。

事務局： 第2次伊達市男女共同参画プランの期間が平成34年度（令和4年度）までとなっているので、目標値が平成34年度に設定されています。次のプランに向けた改定作業に入るまでにアンケートを実施したいと思いますので、令和3年度に実施する予定です。現況を把握してプランの改定作業に入りたいと思います。

石田委員： 他の項目の成果指標も同じようになっているということですね。

事務局： 他の項目は、別に行動計画等で目標値を設定してあるものが多いため、平成34年度より前の目標値となっているものがありますが、基本的にプランの期限である平成34年度（令和4年度）を基準としています。

三浦委員： 9ページ（基本目標Ⅱ）の成果指標について、前年値から現況値が下がっている状況で、目標値までの達成が遠く感じます。具体的にどう取り組むか。例えば市の審議会等の女性委員の割合は意識して呼びかけなければ女性は増えない。自分の地区では、女性の町内会長は近年19町内会中1、2人でほとんどが男性となっています。具体的な働きかけを行わないと女性の割合を伸ばすのは難しいと思います。

会 長： 今ご指摘があった審議会の女性委員割合は現在18%ですが、庁内で目標値は30%以上ということは共有していますか。

事務局： 昨年度は各部の代表者で組織している男女共同参画推進庁内委員会で、女性の委員登用の工夫をお願いし、各課長等に対しても内部文書で呼びかけを行ってきましたが、なかなか増加に結びついていない状況です。

会 長： 審議会等の一覧を作成して 30%に達成していないものを色付けし、なぜ達成していないか各課に記入してもらおうと、どこが工夫できるか分かってくると思います。

事務局： 庁内委員会を開催する際等に対応し、現状・原因を把握したいと思います。

遊佐委員： 婦人会の会長になると、当て職で様々な会を兼ねることになり、負担が大きくなっている状況です。農業をやったこともないのに農業委員会の委員になるなど、形ばかりの参画になってしまうので、婦人会だけでなく、多くの女性の方が様々なところに参画できるよう呼びかけていただいた方が良いと思います。

菊田委員： 参考に申し上げますが、2020 年度までに全国の小中学校の女性校長 20%を目標としています。昨年度の全国の女性校長の割合は 18%、福島県は 10%という結果になっています。

もう 1 点、昨年度の審議会でお話ししましたが、町内会の班長の名前が世帯主の方なのに、実際に班長会等で活動しているのは妻、という現状があるため、班長の名前を実際に活動している人の名前で挙げてほしいという話をしたことがあります。昨年度市民協働課長から自治会等で呼びかけをします、と言っていた結果、昨年度私の町内会 20 班中女性の班長は 4、5 人だったのが、今年度は 7 人となりました。

女性の方に自分が社会に参画していることの自覚を持っていただきたいと思います。夫の陰に隠れて活躍するという意識から脱却し、自分の名前で活動していくようになっていただきたい。女性が自分の責任で参画する意識が大事だと思います。

会 長： いきなり町内会長や自治会長として活躍するのは難しいため、まずは班長などで女性が活躍していくことは、大事な取り組みだと思います。

加藤委員： 13 ページの「市政への女性の意見の反映」の市長への手紙が面白いと感じました。先ほど当て職で一部の女性に負担偏ってしまうという話がありましたが、公的な立場や役割を持って女性が参画する審議会とは別に、こちらは個人の女性が自分の意見を市政へ反映させる窓口となっていると思います。この女性の割合の 3 割強が高いのか低いのか私は判断しかねますが、今後の課題として「女性がより意見を述べやすい工夫をする必要があります」と記載されているということは、改善の余地があると考えたということだと思いますので、どのような工夫が考えられたのか興味があります。

会 長： 他の項目の女性の割合が3割に届いていないところが多いので、3割強というのはある程度の数値と感じます。具体的にどのように呼びかけて市長への手紙を出してもらおうようになっているのでしょうか。

事務局： 市のホームページや広報誌で呼びかけております。

加藤委員： 女性がより意見を述べやすい工夫というのと、女性にも男性にもと門戸を広げる方法もありますが、女性が問題を感じやすい分野に対して意見を求める方法もあると思います。自分の意見が採用されるまでいかないにしても、聞き入れられた経験を積むことで、その後の関わりを持つことのベースになっていくと思います。

肩書を持つ方以外にも広く女性に参画してもらおう場として、ここをどう扱っていくかが大事だと思います。

会 長： 「市政に反映しました」とありますが、どのような意見があり、それに対して市がどう対応したか、というやり取りはどのようにしていますか。

事務局： 名前や住所等の情報がある方には市が直接回答しています。

いただいた意見と回答は、市政だよりや市のホームページに掲載されていますが、意見に対する回答までに留まっており、その先、市政にどのように反映したかまでは公表しておりません。

会 長： 市民の声に対する回答後、どのように市政に反映したかまでであると、意見を聞いてもらったという経験になるので、そこまで繋げられるような応答があると良いと思います。

よく、小中学生に議会を経験してもらおう機会があちこちではありますが、女性議会というものもあちこちで開かれています。特定のテーマについての意見を市の担当者が対面で聴く機会があると、文章で書くのは面倒だけど口頭でなら、という方もいらっしゃいます。広く様々な意味で女性の参画を求めるベースになると思います。

先ほどお話しがあったように、審議会に登用される女性が偏っており、もっと様々な人に参画してもらおうためには、出だしのところで人を増やしていく必要があります。そのため、市政に意見を言う人を育成していくというのは必要です。意見をもらって回答、だけで終わってしまうのは物足りない。自分が言った意見が、具体的にどう形になったか分かるように持っていけると良いと思います。

13ページの広報活動推進事業、議会報告会は女性の参加を呼びかけていてこの数字になっているのですか。

事務局： 具体的な広報方法は確認しておりませんでした。

会 長： 参加女性の割合が低いですが、議会は身近なことを話しているので、女性の参加が増えると良いですね。

会 長： 他に皆様から何かご意見ございませんか。
～意見・質問なし～

会 長： それでは、次に（２）男女共同参画に関する今後の広報企画等についての説明をお願いします。

事務局： ～資料３、３－１、３－２を用いて説明～

会 長： ありがとうございます。
ただいまのご説明に関して、委員の皆様から何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

会 長： 資料３－１のチェックリストは広報誌に載せていただくと良いですね。
市のホームページだとそのページをどれだけの人が見てくれるのか疑問ですが、広報誌は配られるので見てもらえるかもしれません。

事務局： 現在担当課と調整中ですが、今年度、市の広報誌の発行回数が減り、全体のページ数が限られているため、特に啓発記事の掲載スペースは限られるようです。

会 長： 広報誌本体に載せなくとも、折り込んで一緒に配布するというのは可能ですか。

事務局： 折り込んでの配布も、それを行う行政推進委員の負担が大きく、極力行わないような方針となっているため、難しいかもしれません。
チェックリストをそのまま載せるのは難しいかもしれませんが、一部でも載せてもらえるよう調整します。

会 長： 小さく折って市民の方が出入する図書館等に配置してもらえると手に取ってもらえるかもしれません。

事務局： 配置できるよう対応いたします。

三浦委員： 男女共同参画講演会を開催する際のチラシの裏側に印刷して配布する、
というのも良いと思います。また、市民協働課でこういうことをやってい
ますと分かるようにした方が良いと思います。

資料3-2の「④男女共同参画の目線で見えた身近な疑問」のところで、
「旦那さん」と「奥さん」と言う表現についても記載していただきたい。
奥にいる奥さんではなく「妻」、ご主人ではなく「夫」という表現を使う
ようにしたい。

加藤委員： チェックリストについて、コロナウイルスで休校中、子どもが家にいる
時間が増えたことでお母さんの負担が増えていました。コロナウイルスの
状況で苦しんでいる人がいるかもしれないという視線に立って発信するの
も一つの手だと思います。負担を分かち合うということが、今まさに問わ
れる状況にあると思います。

事務局： チェックリストを目にして、男性側もこんなに家事があることに気づいて
もらえれば、と思います。

会 長： 実際にチェックしてもらおうとその家庭のありようがよく分かると思うので、
できるだけ手元に届けてチェックをしてもらわないともったいないですね。

三浦委員： 資料3の「女性に対する暴力をなくす運動」について、コロナウイルス
で家にいる時間が増えたことで、DVや子どもへの虐待が多くなっていると
聞きます。男女共同参画の視点からこのことについて訴えていくことも
必要だと思います。

会 長： 他に皆様から何かご意見ございませんか。
～意見・質問なし～

会 長： それでは、次に（3）その他協議事項の説明をお願いします。

事務局： 昨年度、LGBTをテーマに男女共同参画講演会を開催しておりましたが、
今年度もコロナウイルスの感染状況を見ながら開催を検討したいと思いま
す。

講演会のテーマ等について、ご意見お願いいたします。
(参考：資料4「男女共同参画推進アドバイザー派遣事業 実績」)

会 長： ただいまのご説明に関して、委員の皆様から何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

事務局： 事務局案としては、男女共同参画社会についての基本的な考え方等をテーマとするのはどうか、と考えておりました。他に講演会のテーマとすべき内容などがありましたらぜひご意見お願いいたします。

会 長： カップルで参加いただいて資料3-1のチェックリストを実際に行ってもらえる方法もありますね。お子さんも連れてきて良いとして、若い子育て夫婦に集まってもらい、チェックを付けてもらうのも良いと思います。男性だけ、女性だけとせず、家族の役割分担を見つめ直すために家族みんなで参加していただくのも面白いと思います。

遊佐委員： 婚姻届けを市に持ってきたときにチェックリストを渡すのも良いと思います。

講演会を開催するなら、働いている若い人が参加できるように日時を検討した方が良いと思います。

私が結婚した時に仲人さん夫婦から「お互い働いているのだから家のことを協力してやるように」という話をしてもらえました。なかなかそういったことを言ってもらえない人もいると思うので、誰かから言ってもらえると男性も「やらなければ」と思って結婚生活に入れる。両親と同居となり、お母さんが全てやっていた家庭だとそのまま息子がやらない夫になってしまうことが多い。結婚生活のスタートの時にきっかけがあると良いと思います。

事務局： 市民課に配布してもらえるかどうか相談いたします。

会 長： 引退した方に対しては、年金や健康保険の切り替えのところでチェックリストを渡すと良いと思います。仕事を辞めた男性にやってもらうのも良い。年配の方だと、今までみんな妻に任せていた人が多いと思います。生活が変わるタイミングで市役所に来ることが多いので、見てもらうきっかけになるかもしれません。

事務局： 各課に相談し、対応を検討いたします。

会 長： 協議事項の(1)～(3)まで終えましたが、皆様から何かありましたらお願いいたします。

菊田委員： 新聞で、昨年の11月から住民票と運転免許証に旧姓を併記できるようになったという記事を見ました。こちらも男女共同参画に関係があると思ったのですがどうでしょうか。

会 長： 結婚したときにどちらかの姓を選ばなければならず、圧倒的に男性側の性を選んでいきます。女性は名前を変えないまま働き続けている人も多いですが、これまで役所の届出や運転免許証等は旧姓使用を認められていなかったもので、仕事上は旧姓を使っているが、書類上は戸籍の名前ということが多かった。しかし、旧姓を使用できる場面がだんだん広がってきており、女性の名前に配慮するという流れがあります。

結婚するときに別姓で婚姻届を出せるようにしよう、という流れがありますが、法律自体は変わっていません。

また、併記なので、旧姓がそのままストレートに使えるわけではないですが、旧姓が活かせる場面が広がった、というのは男女共同参画の流れの一つではあります。

菊田委員： 市の職員も名刺に旧姓を使用してはどうでしょう。

会 長： 名刺レベルだと旧姓は使用可能だと思います。旧姓を使ってはいけないところはかなり減っているので、裁判官等は旧姓を使えませんが、現在は使えないところはかなり少ないと思います。伊達市でも希望すれば旧姓で名刺を作れると思います。福島県では2001年くらいに旧姓が名刺で使えるようになっていきます。

名刺では旧姓が使えても、以前は健康保険や銀行等は使えず、2つの苗字を使い分けていて不便でした。それが併記できるようになり、免許証で身分証明ができるようになるので進歩しました。県庁では旧姓のまま働いている方が増えています。

政府が女性活躍推進の中でこの3年くらい旧姓使用を拡大しており、その取組みの一つです。

会 長： 他に皆様から何かご意見ございませんか。
～意見・質問なし～

会 長： それでは、本日予定されておりました議事が全て終了いたしましたので、進行を事務局にお戻しいたします。

司 会： 藤野会長、ありがとうございました。
次にその他といたしまして、事務局より事務連絡させていただきます。

事務局：・審議会の報酬について8月中の振込予定
・振込口座の確認

7. 閉会

司 会： 皆様、本日はありがとうございました。次回の審議会については、日時が決定しましたらご連絡させていただきます。

以上で、令和2年度第1回伊達市男女共同参画審議会を終わります。
お疲れさまでした。